

令和6年度見積合せ実施要領

下記のとおり公募見積合せを行いますので、参加を希望する方は、必要書類を本要領に従って提出して下さい。

令和6年4月19日

門真市長 宮本 一孝

記

1 見積合せに付する事項

(1) 件名 令和6年度害虫駆除消毒業務委託

(2) 履行場所 門真市内一円

(3) 概要 次に掲げる令和6年度害虫駆除消毒業務

ア 発注者が指定した場所において、薬剤（殺虫剤を含む）を使用し、害虫駆除を行う。

イ 発注者が指定した場所において、薬剤を使用し消毒作業を行う。

(4) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) その他 本業務委託の入札は、予定価格を非公表に行います。

なお、最低制限価格は設定しません。

2 見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項

見積合せに参加できる者は、次に掲げる要件に全て該当し、その資格が確認された者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとさ

れる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24年6月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) 令和6年度の本市の一般委託・物品等の入札参加資格者として「(7-k)の害虫・害獣駆除」に登録していること。

3 見積合せ参加の申し出

- (1) 見積合せに参加を希望する者は、次のアからウまでの書類を提出しなければなりません。

なお、期限までに次のアからウまでの書類を提出しない者は、見積合せに参加することができません。

ア 見積合せ参加申出書（様式A）

イ 見積書

- (2) 見積合せの参加に必要な書類（以下「申請書類」という。）の交付

申請書類は、本市ホームページ（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>）の「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか次のとおり交付します。

ア 交付期間及び交付時間

ホームページ掲載日から令和6年5月8日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 交付場所

門真市深田町19番5号 門真市クリーンセンター内
リサイクルプラザ3階

門真市 環境水道部 環境政策課 指導グループ

(3) 申請書類の受付

申請書類は、次のとおり受け付けます。

なお、申請書類は持参又は郵送（当日必着）によるものとします。

ア 受付期間及び受付時間 3(2)アに同じ。

イ 受付場所 3(2)イに同じ

4 仕様書の取得

(1) 仕様書は、本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) の「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか、以下の日時場所において交付します。

ア 交付期間及び交付時間 3(2)アに同じ。

イ 交付場所 3(2)イに同じ。

(2) 仕様書に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの問合せ先へ質問・回答書（様式C）を使用して、FAX又は電子メールにて質問してください。また、FAX又は電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をしてください。

ア 期間

ホームページ掲載日から令和6年4月25日（木）午後5時30分まで

ただし、送信後の電話確認については、午前9時から午後5時30分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に行ってください。

イ 問合せ先

門真市深田町19番5号 門真市クリーンセンター内
リサイクルプラザ3階

門真市 環境水道部 環境政策課 指導グループ

電話 直通 06 (6902) 7212

代表 06 (6902) 1231 (内線3216)

FAX 06 (6909) 4455

電子メールアドレス kan02@city.kadoma.osaka.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)
に令和6年4月30日(火)までに随時掲載します。

5 見積合せの方法

(1) 見積合せの方法

ア 本見積合せにおいては、金額の最低の者を契約候補者とし、見積合せ参加資格の確認後、契約の相手方に決定するものとします。

イ 本件見積合せの契約候補者は、見積り金額が予定価格を超えない見積りの提出者となります。

ウ 最低額と同額見積りが2者以上になった場合、見積合せ事務に関係ない職員にくじを引かせ、当選した業者を契約候補者と決定するものとします。

エ 見積合せ参加者が、1者に満たない場合は見積合せを中止します。ただし、公募を再度行って実施する見積合せについては、この限りではありません。

オ 契約金額決定に当たっては、総合計金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって契約金額としますので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

カ 電報による入札は認めません。

6 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 見積合せ参加申出書を提出していない者がした見積り
- (2) 本見積合せに参加する資格を有しない者がした見積り
- (3) 見積りに際して談合等、不正行為を行ったと認められる見積り
- (4) 所定の日時又は場所に提出しない入札
- (5) 記名を欠く見積り
- (6) 金額を訂正した見積り又は金額の記載の不明瞭な見積り
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
- (8) その他見積りに関する条件に違反した見積り
- (9) 必要とする書類を添付しない見積り

7 契約の締結

(1) 契約書の作成を要します。

なお、契約の締結は、落札者の意向確認（3(1)ア(コ)電子契約意向確認兼メールアドレス届出書の提出）を得た上で、情報通信の技術を利用する方法（電子契約）により行います。

(2) 落札者は、落札後速やかに本契約の締結の申出をしなければなりません。

8 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額に予定数量を乗じた額の100分の5に相当する額以上の契約保証金を納めなければなりません。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

9 支払条件 毎月払

10 契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、本市ホームページ(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)で閲覧することができます。

11 その他

(1) 見積合せ参加者は、実施要領、通知書及び「門真市入札心得」のほか関係する法令及び規則等を熟知し、かつ、遵守してください。

(2) 本見積合せに関し、添付様式がある場合は、添付様式又はそれに準ずる様式を使用してください。

(3) 元請負人、下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。ただし、契約金額5,000,000円未満のものについては、この限りではありません。

(4) 元請負人、下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告してください。

(5) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除すること等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むようにしてください。

(6) 元請負人、下請負人等は、契約の履行を妨げる社会通念上不当な要求及び不当な介入を受けた際は、門真市公共工事等不当介入対応マニュアルの規定に従い、適切に対処してください。

(7) 見積合せ行為及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に

関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとします。

14 問合せ先

〒571-0042

門真市深田町19番5号

門真市 環境水道部 環境政策課 指導グループ

電話 直通 06 (6902) 7212

代表 06 (6902) 1231 (内線3216)

F A X 06 (6909) 4455

電子メールアドレス kan02@city.kadoma.osaka.jp